

□ 今年度、適用期限を迎える土地に関する税制特例について

- 優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率（所得税・法人税・個人住民税等）  
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年間延長する。
- 土地譲渡益重課制度の課税廃止（所得税・法人税・個人住民税等）  
短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得の課税の特例について、適用停止措置の期限を3年延長する。
- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（法人税・所得税）  
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する
- 土地の売買、所有権移転登記等に係る特例措置（本則2%→特例1.5%）（登録免許税）  
土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

□ 今年度、適用期限を迎える住宅に関する税制特例について

- 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置（登録免許税）  
所有権の保存登記：本則0.4%→特例0.15%  
所有権の移転登記：本則2.0%→特例0.3%  
住宅取得資金の貸付けに係る抵当権の設定登記：本則0.4%→特例0.1%  
住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年間延長する。
- 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置（不動産取得税）  
宅地建物取引業者による買取リフォーム販売に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置を敷地にも適用すること。  
宅地建物取引業者が取得した既存住宅について、一定の増改築を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に販売し、自己の居住の用に

供された場合に係る不動産取得税の軽減措置の適用期限を2年延長する。

以上